

# 福祉国家の転換と課題

——自由主義的福祉国家を中心に——

廣 川 嘉 裕

## はじめに

近年福祉国家、福祉政策のあり方を問う議論が盛んになっている。経済・産業構造のあり方の変化、グローバリゼーションなど新しい環境がもたらしたさまざまな制約によって福祉国家は縮小・衰退せざるを得ないという悲観的な見解、従来福祉国家が脆弱とされている地域でも福祉国家を縮小するのは不可能であるという見解、あるいは、各福祉国家はそれまでの福祉のあり方を反映して異なる方法で新しい環境に対処したという見解、グローバル化や脱工業化が福祉国家を促進する要因になるという見解などに大きくは分かれよう。

このように、福祉国家、福祉政策をめぐる議論は決着したとはいえない、高度経済成長と政府の政策によって多くの労働者、あるいは国民全体に安定したライフサイクルが約束されていた黄金時代の福祉国家とも言うべき状況から変化したことは疑いようがない。その契機となったのはポストフォードイズムやグローバリゼーションで

ある。

こうした動きは、福祉や労働の分野で政府の関与・介入の度合いの高くない自由主義的な福祉国家で顕著であったといえよう。もともとそれほど水準の高くなかった政府による福祉サービスや労働市場における規制などが経済の活性化を妨げているとして、自由主義的な福祉国家ではとりわけ保守政権期に新しい経済環境に対応すべく大きな福祉政策、労働政策の見直しが行なわれた。

しかしながら、福祉政策や労働市場における政府介入の度合いを低めて市場の自動調整に任せれば不況や失業が克服されて問題は解決するわけではない。また、自由主義的な福祉改革や労働市場の規制緩和にはさまざまな問題がある。こうした改革を行なった国ではそれまで見られた労働市場における不平等が拡大し、労働市場の周辺に置かれた者は低賃金・低技能の職と失業を繰り返すか恒常的に労働市場に参入できない状況となったのである。

そこで本稿では、新しい経済状況に対して先進諸国が行なった福祉国家の再編の方向性をやや包括的視点から概観する。そして、自由主義的福祉国家に焦点をしばったうえでその福祉国家・労働市場のあり方とその制度的特徴を反映してなされた福祉国家・労働市場の再編の問題点を検討する。

構成は以下の通りである。まず、先進社会にほぼ共通して見られる現象として、福祉国家の黄金の三〇年といわれた時代の状況（フォーダイズム、ケインズ主義的福祉国家）とその揺らぎ、そしてその揺らぎをもたらした要因と新しいタイプの福祉のあり方（シムペーター主義的ワークフェア型脱国家的体制）について概観する。次に、自由主義的な福祉国家・労使関係の特徴をまとめ、その再編について説明し、自由主義的福祉国家にとっての問題点と課題を明らかにする。

ここで対象とする福祉国家は、主としてエスピノーアンデルセンのいう自由主義的福祉国家である。自由主義的福祉国家にはアメリカをその典型としてカナダ、オーストラリア、ニュージーランドやとくに一九八〇年代からのイギリスなど、アングロサクソン諸国が含まれる。中でも本稿ではアメリカとイギリスの動向を中心に検討したい。

自由主義的福祉国家を主たる対象として扱う理由は、近年先進諸国で注目されている格差の拡大や社会的排除の問題がこれらの国々において顕著にでていたためである。したがって、そうした問題の背景をたどってみることで政策的対応の課題も明らかになるであろう。

#### 一・フォーダイズムにおける福祉国家とその揺らぎ

第二次世界大戦以降、経済・産業構造の変動やグローバリゼーションなどによって動揺するまで福祉国家は先進社会において順調に発達した。まずそれを可能にした経済発展、社会的な調整の様式について概観することから検討をはじめたい。

戦後しばらく続いた、とりわけ〈黄金の三〇年〉といわれる時期における先進諸国の経済は、工業部門を中心とした経済成長を可能にしたフォーダイズムによって支えられた。ここでは工業生産性の向上により、企業においてきわめて単純なマニュアル労働を行なう半熟練労働者にも高賃金が保証され、それをもにした大量消費がさらなる経済発展につながっていたのである。<sup>(2)</sup>

そもそも、フォーダイズムはもともと一企業が労働者の抵抗・離反を防ぐとともに自社製品の販路を拡大するため開発されたものである。アメリカのフォードは、流れ作業で同一規格の車を大量生産する革新的技術（テイラーシ

システム)による生産性の向上を通じて一般の労働者に高賃金を与えることで労働者を引き止め、また自社が製造した製品の買い手に労働者を組み込もうとしたのである。レギュラシオン理論においては、そこから転じて戦後の先進諸国における大量生産—大量消費型の国民的な経済成長体制をさすようになった。<sup>(3)</sup>

そのようなシステムが成立したのは、労働者の側がテイラー主義を受容しその見返りとして経営者の側が生産性インデックス賃金を保障するという妥協が生まれたためであった。生産性インデックス賃金とは、労働者がテイラー主義、つまり科学的管理法による作業の下で進める生産性上昇に協力する代わりに生産性上昇がもたらす利益を賃金引上げの形で労働者に分配することである。<sup>(4)</sup> テイラーシステムで作業工程の単純化と生産に要求される技能レベルの引き下げによる生産性向上がなされたが、労働者は作業における熟練や判断力、自主性を奪われ単純作業の反復を強いられることになった。<sup>(5)</sup> そのため、これを経営者は高賃金でもって補償するという妥協が成立したのである。

これにより、いったん労使による妥協が成立すると、高い生産性が賃金上昇に振りむけられ、その結果大量消費が可能となり、その大量消費は再び大量生産を刺激することになる。「テイラー主義受容—生産性インデックス賃金」は「大量生産—大量消費」にもとづく経済成長の誘導装置として効果的に機能することとなったのである。<sup>(6)</sup>

以上のような一国家内部における大量生産大量消費を通じた成長は、福祉国家によっても下支えされることになった。つまり、福祉国家は自ら雇用を創出したり景気政策を行なうことで経済成長に関与するだけでなく、社会保障制度(社会的賃金)によって労働市場の外にいる人々の所得や消費能力を維持・発展させるとともに、企業と労働者の安定的な関係を支援したのである。

ジェソップによれば、フォーダイズムにおける国家の典型的形態は、ケインズ主義的福祉国家であり、ケインズ主

義的福祉国家は以下のような機能を果たすことになる。まず第一に、主としてデイマンドサイドの管理を通じた、相対的に閉鎖的な国民経済における完全雇用の確保の追求であり、第二に成長の完全雇用レベルと矛盾しない限界内に団体交渉を規制したり、全市民が経済成長の果実を共有し、それによって国内的有效需要を確保しうるように、フォーダイズムの被雇用者をこえて大量消費を促進することである。<sup>(7)</sup>

また、国家はフォーダイズムのな労働使妥協の中で労働者の交渉権を保障する立法により経営者の交渉パートナーとしての地位を労働者に賦与し、雇用保証や最低賃金立法、社会保障を実施したり、景気政策（財政・金融政策）により経済の好循環を喚起するなどといったかたちで経済介入をした。こうした政策によって、安定した直接賃金と間接賃金が消費需要の安定を、景気政策が投資需要の安定をもたらしたのである。<sup>(8)</sup>

以上のようにフォーダイズムのもとでは、それまでのようにもっぱら市場における需給関係によって賃金・所得が調整・決定されるのではなく労働使間の交渉や政府による介入など、市場外的な調整の様式が優勢となった。つまり、団結権の承認と労働使の団体交渉の中での生産性に見合った賃上げの実現<sup>11</sup>生産性インデックス賃金、最低賃金制度の導入による賃金の底上げ、社会保障制度の整備などにより、フォードが生み出した大量生産大量消費のメカニズムがマクロな政治経済体制の中で実現することになったのである。<sup>(9)</sup>

福祉国家は、このように高度な経済成長をさまざまな面から支えたが、また福祉国家は経済成長につれてさらに発達することになった。というのも、政府の諸政策の財源は総体的経済成長からくる租税収入の増大に依拠しているためである。フォーダイズムのな発展様式がうまく機能し経済が成長すれば、政府の活動量が増え、広範な社会保障政策が可能になるという関係が成り立つ。<sup>(10)</sup>したがって福祉国家はフォーダイズムによる経済成長とともに、あるいはそ

れを支えつつ発達したのである。

こうして、フォーダイズムとそのもとのケインズ主義的福祉国家においては、多くの労働者が均質的で単純な労働をすることで大きな利益が生み出される構造であったため、スキルや知識を豊富にもたない者の経済生活、労働生活も安定的に改善されていた。政府も労働条件の向上のための政策や自らによる雇用創出などでそういった状況を後押ししたのである。また、労働市場の外にいる人々の生活も経済成長による賃金稼得者の賃金上昇や福祉政策によって支えられていた。

そうした政策が可能であったのは、先に述べた経済成長の様式の存在のみならず国家の政策における自律性が確保されていたためでもある。戦後に構築されたIMF—GATT体制は、自由貿易とその管理を特徴としていた。つまりそこには多国間自由貿易を原則としながらも各国の個別事情を勘案し、自由貿易の国内への衝撃を各国がある程度吸収する手段が組み込まれたのである。<sup>(11)</sup> とりわけ資本取引が原則規制されて各国は自律的に経済政策を実施できるとともに、公共政策の観点からの貿易制限を許容する仕組みが設けられていた。<sup>(12)</sup>

ケインズ主義的福祉国家は、さまざまな手段で所得再分配を促して社会全体の消費性向を高めて有効需要の拡大に成功した。また、この中では、国際資本移動が制限されて民間投資は可能な限り国内に向けられ、民間投資が不足すれば公共事業投資がなされた。これらの政策が国民の福祉水準を引き上げ、一国単位での完結した大量生産大量消費システムを完成させることに貢献したのである。<sup>(13)</sup>

以上のように、フォーダイズムが機能していた時期には企業も福祉国家も順調に成長し従業員や市民を手厚く処遇する余裕があった。しかしながら、堅調な経済成長や福祉国家の発達を促していた状況は変化する。<sup>(14)</sup>

まず、従来の大量生産大量消費の様式による成長が一段落し、単一企画で大量生産される耐久消費財から差異化された財やサービスへの需要が高まるにつれて、多様な財やサービスを生み出すことが利潤のもととされるようになった。また、それまでのような高度な成長が期待できない以上、利潤は多様な労働力を柔軟に調整することによってもたらされるようになった。賃金（の上昇）は、企業を圧迫するようになり、またそのような認識が高まるにつれてあらゆる労働者に厚待遇を認めるような労使の妥協が困難になったのである。

こうした中で、それまでのフォードイズムにかわって現れたのが、ポストフォードイズムである。ポストフォードイズムにおいては、フレキシブルな機械ないしシステムとフレキシブルな労働力に基礎を置く生産過程が中心となり、経済成長にはフレキシブルな生産、プロセス革新などに基礎を置く生産性の増大、多能工的熟練労働者とサービス従事する者の所得上昇、可処分所得が増えた者に好まれる新しい財やサービスへの需要の増大、フレキシビリティの活用がもたらす利潤の増大などが重要となる。これにより賃金関係における熟練労働者と未熟練労働者との分極化を伴う再編、内部労働市場・外部労働市場におけるさらなるフレキシビリティの強調、団体交渉の企業・プラントレベルへの移行がおけるとともに、社会的賃金のあり方も変容する。<sup>(15)</sup>

こうした構造によって労働者は均質性を失うこととなる。つまりポストフォードイズムは、労働者の断片化を生じさせることとなった。<sup>(16)</sup> また雇用の可能性を量的にも質的にも制約した。これによって政治・経済の両面で福祉国家を拡充・維持する力が削がれることになったのである。

フォードイズムとともに発展し、またフォードイズムによる経済成長を後押ししてきたケインズ主義的福祉国家も困難に陥った。その契機としてまずあげられるのが、オイルショック後の長期的不況である。資源価格の高騰という

外的衝撃により経済成長のサイクルが破壊され、先進諸国はインフレと経済成長の停滞の同時進行というスタグフレーションに見舞われた。経済成長の停滞により完全雇用は困難となり、長期の高失業状態はそれにとまなう福祉給付を増大させ、社会保障拠出や税収入の低下をもたらしたのである。<sup>(17)</sup>

また、グローバリゼーションはそれまでのケインズ主義的福祉国家が前提とした比較的閉鎖的な経済のなかで確保されていた政府の政策における自律性に大きな影響を与えた。そこで、ここからはそれまでの福祉国家を大きく動揺させたグローバリゼーションについてみてみたい。

福祉政策にインパクトを及ぼしうる経済のグローバリゼーションで大きな意味を持つのはモノとカネの流通の増大である。まず、通商の拡大は先進諸国の経済にとって労働力の価格が安い新興工業国からの脅威を増大させる。<sup>(18)</sup> 規制の様式、賃金、社会的保護のシステム、労働組合への態度などにおいて多様な国々が通商相手となり、新興工業国の賃金やさまざまなコストの低さが競争上の利点として先進国の経済に影響を及ぼすようになる。こうして社会政策を議論する際、通商（のあり方）は無視できないようになったのである。<sup>(19)</sup> また、先進諸国における資本移動の自由度が高まって金融における国際的な取引も増大した。

こうしたことを背景にして、国家レベルの経済力を持つ多国籍企業（multinational corporations: MNCs）、超国籍企業（transnational corporations: TNCs）が投資の退出をちらつかせて国家に税や賃金コストを下げるよう圧力をかけるようになった。<sup>(20)</sup> 近年では政治的党派性をこえて資本や金融の自由化が国内政治を大きく規定するという認識が広まっており、それによれば国家の市場對抗的な政策は国際競争力の低下や国際市場の厳しい評価、資本の国外逃避につながるので国家の政策は市場順応的なものに限定されざるを得ないとされる。とくに国家による社会的保護政

策は、国際市場においては競争力にとってマイナスなコストと考えられるのである。<sup>(21)</sup>

また、交渉における力が労働運動・労組などの側から資本・経営者などの側へシフトするようになった。<sup>(22)</sup> それまでは、労働の側は資本の可動性が制約されていることを力の基盤としていたが資本の流動性が高まりそれが損なわれたのである。<sup>(23)</sup> これは、国内政治のレベルで福祉国家的政策の維持・発展を要求する勢力の強さにも大きな影響を与えることとなる。

このような経済の統合度の高まりや、福祉国家支持勢力の相対的な影響力の低下は、一国でケインズ主義をとること（完全雇用、需要のマネジメント、通貨再膨張、赤字支出）を困難にする。<sup>(24)</sup> そして国家が独立的に政策を形成する能力が制約されると、国家の活動意思も低下する。また、完全雇用を可能にする経済運営ができていたことで国家が福祉において広範な役割を果たすことが正当化されていたのに、マクロレベルの経済運営能力が低下するとケインズ主義にかげりが見えて国家への信頼が損なわれる。こうしたことによって、福祉国家はそれまで行なっていたような政策ができなくなったのである。<sup>(25)</sup>

## 二. ケインズ主義的福祉国民国家から

### シムムペーター主義的ワークフェア型脱国家的体制へ

前章で検討したように、先進諸国においては伝統的な福祉政策の維持は困難になった。近年の議論では、フォーダイズムからポストフォーダイズムへの移行やグローバルバリエーションなどといった経済的要因によって、福祉国家はケインズ主義的なものからシムムペーター主義的なものへ移行したとされる。<sup>(26)</sup> そこで本章では、そうした福祉国家の

変容をジェソップらの議論に依拠しながらたどっていく。

ここまでの議論に即してケインズ主義的福祉国家の機能とその危機についていえば次のようになる。経済政策については、ケインズ主義的福祉国家では需要の（循環の）管理などが行なわれていたが、利潤の減少、課税基盤の衰退などによって引き起こされた財政危機によりこれは困難に陥った。労働市場の調整に関しては、ケインズ主義的福祉国家は労働力の再生産に広範に関与し、（男性の）完全雇用を目標とした政策を行なっていたが、オイルショックを契機とした大量失業やスタグフレーションが発生するに至りこのような政策は困難になった。<sup>(27)</sup>

ジェソップは、福祉国家の変容をケインズ主義的福祉国民国家 (Keynesian Welfare National State: KWNS) からシュムペーター主義的ワークフェア型脱国家的体制 (Schumpeterian Workfare Post-national Regime: SWPR) へとしている。<sup>(28)</sup>

それによればKWNSの特徴は、大きな役割を果たす国家による雇用・福祉の保証であり、KWNSでは概ね以下のような政策がとられる。<sup>(29)</sup>

- ① 閉鎖的国家経済の中でデマンドサイドのマネジメントを通じた完全雇用をめざす。
- ② 全ての国民が経済成長の果実を得、それが効果的に国内の需要につながるよう大量消費の規範を普及しようとする。したがって、経済政策や社会政策（福祉）は市民権と密接に関係するものになる。
- ③ 国家がケインズ主義的福祉政策の責任を負う。そして地方レベルは国家レベルでつくった政策を中継するもの、国際レジームは国民経済を安定させるものということになる。
- ④ 国家制度が市場の失敗を是正する。いいかえると国家が混合経済を指導する。（表1参照）

表1 ケインズ主義的福祉国民国家 (KWNS)

経済政策の組み合わせ	社会政策の組み合わせ	経済・社会政策が形成される主要な場	市場の失敗を補う主要な手段
完全雇用, 需要の管理, 大量生産大量消費の基盤の提供	集団交渉と国家による大量消費の一般化の支援, 福祉権の拡大	国家レベルが経済政策・社会政策の形成に相対的に重要性を持ち, 中央と地方がサービスを提供する	市場と国家が混合経済を形成。国家が市場の失敗を補うことが期待される
Keynesian	Welfare	National	State

出典：Jessop, 2002, p. 59.

ところが、ジェソップによればこうした政策はいずれの側面においても危機に陥った。まず、インフレにつながりやすいケインズ主義的経済運営はスタグフレーション的傾向をもたらすようになり、経済のグローバリゼーションが進展するとこの問題はさらに深刻になった。第二に、フォーダイズムの危機により完全雇用などの前提が損なわれた。また、政策形成者は社会的賃金を国内の需要の源ではなく国際的観点から生産コストと見るようになったのである。第三に、国家経済はグローバリゼーションや多層的でグローバルな都市のネットワーク、あるいは国民国家における地域経済の再生などの影響を受けるようになった。最後に、租税への抵抗、官僚主義や硬直性・福祉国家のコストへの憤りなどから国家の混合経済における役割が損なわれた。<sup>(30)</sup>

こうして福祉国家のあり方は変容したのであるが、新しいSWPRでは、人々が経済活動を通じて自己責任で福祉を享受することを国家が支援するようになる。そこでは、国家は相対化されており以下のような政策が中心になる。<sup>(31)</sup>

- ① 開放的な経済の中でサプライサイドに働きかけて製品や過程・組織・市場等の恒常的な革新と柔軟性を促進し、これによって国民経済の競争力を可能な限り強化しようとする。そこでは国内的な完全雇用より国際競争力が優先される。

表2 シュムペーター主義的ワークフェア型脱国家的体制 (SWPR)

経済政策の組み合わせ	社会政策の組み合わせ	経済・社会政策が形成される主要な場	市場の失敗を補う主要な手段
開放的な経済のなかでの革新や競争力に関心をもち、サプライサイドを強調	社会政策を経済政策に従属させる。社会的賃金への低下圧力と福祉権への攻撃	国家という規模の重要性が低下し、政策形成の場に関して相対化が起こる。新しい政策決定の主要な場について競争があるが、国民国家の役割も持続する	市場の失敗と政府の失敗の両方を是正するための自己組織的なガバナンスの役割の増大
Schumpeterian	Workfare	Postnational	Regime

出典：Jessop, 2002, p. 252 を一部省略。

- ② 社会政策を労働市場の柔軟性や競争力という要求に従属させる。そのためKWN Sでは需要の源泉とみなされていた社会的賃金は生産のコストとみなされるようになり、これを抑制・削減しようとする動きが起こる。そして、ウェルフェアよりワークフェアを優先する。つまり有給の労働が主要な福祉の源とされ、福祉の条件として就労が求められるのである。したがって再分配的社会保障権より生産主義を重視した社会政策の再編成がなされる。
- ③ 国家以外の領域が重要性を増し、脱国家的政策がとられて国家の空洞化という状況が生じる。国民国家の諸機能は上・下・横へ複雑に置き換えられるのである。グローバルなレベルでは社会政策・経済政策のアジェンダ形成に国際的な機関や会議が関与するようになり、国内では従来福祉国家が担ってきた多くの機能が自治体に移される。また、国民国家同士の横並びの政策協調などが生じる可能性もある。
- ④ 経済政策・社会政策の実施に国家以外のメカニズムの重要性が増す。つまり国家の役割が低下し、民間とのパートナーシッ

表3 ケインズ主義的福祉国民国家とシュムペーター主義的ワークフェア型脱国家的体制の対比

	ケインズ主義的福祉国民国家	シュムペーター主義的ワークフェア型脱国家的体制
経済構造	閉鎖的	開放的
国家目標	経済成長と完全雇用	国際的競争力の強化
介入のあり方	需要サイドの介入	供給サイドの介入
(社会的)賃金	需要の源泉	生産コスト
福祉の根拠	市民権との関連	勤労の代償
国家の役割	主導的	多数のアクターの一つ

出所：高橋善隆「グローバル・エコノミーと国際競争力——ジェソップ、アイリーン夫妻の政治経済学を中心に」日本比較政治学会編『グローバル化の政治学』早稲田大学出版部、2000年、74頁を参考に作成。

プによる福祉供給が進展するのである。そこでは営利・非営利の民間団体がサービス供給における役割を高め、政府の役割は財源確保などの間接的なものにとどまるようになる。(表2参照)

以上のように、新しい環境の中で先進福祉国家は国際的な動向を意識しつつ、極力コストを削減しながら他の主体と協力・調整して福祉を提供するようになってきたといえる。

### 三、自由主義的福祉国家における福祉政策と労働市場

ここまでの第二次世界大戦後の経済・政治システムや国家の福祉における役割の変容に関する大きな流れについて触れたが、これは先進諸国にほぼ共通して見られる傾向である。今日においてはいずれの国でも旧来のような福祉国家を維持することは困難となった。順調な経済成長に支えられてあらゆる労働者の賃金が伸びる状況はおわり、賃金の形態などにおいてフレキシビリティが追求されるようになった。また、KWSからSWPRへの移行が示すように、市民権にもとづく寛大で無条件的な福祉給付の占める比重は低下し、福祉の受給に際し

て何らかの生産的活動への従事が求められるようになるとともに、国家以外の主体が福祉の領域に参入して来るようになった。その意味で、先進諸国における福祉政策は多かれ少なかれ自由主義的な要素を取り入れるようになったといえるだろう。

ただし、その再編のあり方については各国家間で差異がある。中でも、自由主義的福祉国家といわれる国々はフレキシビリティの追求を主として賃金の切り下げ、周辺労働力の活用という形で行なうとともに、最も徹底的に政府が供給する福祉を縮小しようとした。そこでここからは、そのような改革を行なった自由主義的福祉国家の特徴とそこでの労使関係、また従来型の福祉国家が行き詰まった後の福祉国家・労使関係の再編についてみることにする。

エスピノーアンデルセンは、『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』において、二つの指標（脱商品化・階層化）を用いることでそれまでの福祉国家の分析枠組みを洗練化し、それぞれの福祉国家形成において重要な役割を果たした勢力に着目して先進福祉国家を主としてアングロサクソン諸国からなる自由主義的福祉国家、主として大陸ヨーロッパ諸国からなる保守主義的福祉国家、主として北欧諸国からなる社会民主主義的福祉国家という三つの類型に分けた。

したがってここからは、エスピノーアンデルセンの議論の核となる二つの指標について簡単に説明した後で、本稿の主要な関心である自由主義的福祉国家の特性についてまとめる<sup>(33)</sup>。なお、エスピノーアンデルセンは自由主義的福祉国家を主要な関心対象としているわけではなく三つのタイプの福祉国家を包括的に扱っているが、本稿においては保守主義的福祉国家と社会民主主義的福祉国家の説明は補足的かつ最小限にとどめることとする。

まず一つ目の指標となる「脱商品化」とは、人々が市場に依存することなく生活を維持できること<sup>(34)</sup>、すなわち人々

が自らの労働力を労働市場で商品として売らなければ生きていけない状態から開放される（市場の外でも生きていける）ことである。

この脱商品化の程度は、以下の要素から測定される<sup>(35)</sup>。

- ・ 社会給付へのアクセスのルール。たとえば、アクセスの容易さ（雇用歴・拠出歴とかかわりない受給資格の付与、受給の際の所得調査・ミーンズテストの不在）であり、これが保証されていれば脱商品化の程度は高くなる。
- ・ 逆に給付期間が短く限定されていれば（労働）市場から離脱することが困難になるため脱商品化の程度は低くなる。

・ 給付が従前所得を置換する程度。これは給付水準から測られ、給付水準が高ければ脱商品化の程度は高く、給付水準が低ければ脱商品化の度合いは低くなる。

・ 給付対象の資格付与範囲。これについては、とりわけ基本的社会リスク（老齢、失業、障害、病気）をこえた、給付の必要の理由を問わない社会的賃金の存在によって脱商品化の程度が高くなる。

以上のようにこうした脱商品化は、単なる公的扶助・社会保険制度の導入ではなされない。というのも、給付水準が低かったり受給に際しステイグマ（恥辱・烙印）があれば人は市場に強制的に参加させられるためである。その結果、各社会政策の給付の寛容度が重要となるのである<sup>(36)</sup>。

こうした脱商品化の程度は、国ごとに異なるものとなる<sup>(37)</sup>。自由主義的福祉国家では、厳格なミーンズテストで社会サービス受給権が限定されており、またサービスの水準は低い。その結果として福祉の分野において市場の影響力が強化されるため、脱商品化の度合いは低くなる。なお、イギリスは普遍的給付の存在で社会サービスを受けられる人

は多いがその水準が低い<sup>(38)</sup>ため、給付が労働に対するオプションとはなりえないとされる。

次にエスピノーアンデルセンは、福祉国家（社会政策）は不平等を是正するばかりではなく、それ自体が階層構造を制度化させるメカニズムでもあるとして、社会政策が実施されていくうえで生じる格差を測定している。そしてこの「階層化」は、以下の要素から測定される<sup>(39)</sup>。

- ・ 残余主義（ミーンズテストの相対的重要度）、ボランティア／民間部門による福祉の相対的ウェイト
- ・ 職域（地位）別の社会保険プログラムの分立（格差化）、公務員に付与される特権（政府被用者に対する年金支出のGDP比）
- ・ 普遍性、各種プログラムにおける給付格差の低さ（給付の平等性）

自由主義的福祉国家においては政府の提供する福祉サービスはミーンズテスト付きで最小限であり、民間部門が福祉供給において果たす役割が大きい。その一方でプログラムの職域別分立や公務員特権、あるいは普遍性、給付の平等性の程度に関しては高くない。そのため、市場で福祉を調達できる者と公的な福祉サービスに依存する者に二分化する傾向がある<sup>(40)</sup>。

したがって、エスピノーアンデルセンの三つの類型における自由主義的福祉国家においては福祉給付へのアクセスが容易でないことや給付水準の低さから脱商品化は低く、ミーンズテストによって公的サービスの対象者を絞り込む選別主義をとることから民間の福祉サービスの比重が大きくなり私的にサービスを購入する者と政府から最低限の福祉サービスを受け取る者に分かれるという二重構造が生じることになる<sup>(41)</sup>。

主としてアングロサクソン諸国が自由主義的福祉国家であるということは既に触れたが、マイルズは「残余的」福

祉、最低限かつしばしば懲罰的であり、公的扶助がステイグマ感を与える傾向を持っているという点からオーストラリア、カナダ、アメリカ、イギリスなどを自由主義的福祉国家に分類する。<sup>(42)</sup>

イギリスについては、ベヴァレッジプランによって第二次世界大戦後は普遍的な給付の伝統が存在するため明確な分類上の言及を避けている議論もあるが、給付水準の問題から自由主義的福祉国家の側面をもっており、保守党政権の新自由主義的政策の影響により一九八〇年代以降はさらに自由主義的福祉国家の色彩が強まった。<sup>(44)</sup>

自由主義的福祉国家における福祉供給のあり方については以上の通りであるが、労使関係、労働市場のあり方についても各国、各福祉国家グループは特有のパターンをもっている。そこでここからは自由主義的福祉国家を対象を絞ってその労使関係や労働市場のあり方、あるいは国家による関与を見ていくことにする。

先に述べた自由主義的福祉国家に属する国々は、経済における（政府や労使の間での）調整機能が弱い。<sup>(45)</sup> とくに自由主義的な市場経済を特徴とするイギリスやアメリカの労働市場・労使関係においては、国家の関与の度合いが低い。例えば、労働組合は基本的に任意的結社とみなされる。そのため労組と使用者団体の交渉の成果である労働協約の法的拘束力は承認されず、国家による労組への法的介入の伝統もほとんどなかった。また、賃金や労働条件の取引に対する法的規制は最小限になる。つまり、労使関係は当事者同士の自治に委ねられる傾向が強いのである。

労働組合については構造的に分権的で、非政治的・経済的特色を持っている。そのため限定されたアリーナで賃金引上げを目指した交渉を行なう傾向にあり、労組から国家に対する社会保障給付への要求はあまり発生しない。そうした中で、アクターの行動様式も市場取引的なものとなっている。<sup>(47)</sup>

とくにイギリスやアメリカでは、賃金決定が分権化されているなかで人的資源は企業ではなく自己投資によって形

成される傾向が強く、勤続年数が短いなど企業や使用者と労働者の間に長期的かつ安定的・協調的な関係が形成されにくい。<sup>(48)</sup>

また、アングロサクソン諸国の労働市場に関しては以下のような特徴がある。概して低スキルで（低品質だが）価格で競争するアプローチをとっている傾向が強い。そのため国際競争におけるコストに敏感で賃金に低下圧力がかかる。このようなことから、個別化され競争的な雇用関係を中心とし、短期的な雇用関係のなかで人的資本への投資は少なく外部労働市場を通じた急激で市場主導の雇用調整がなされる。したがって、労働市場での不平等度が高くなる。<sup>(49)</sup>

#### 四・自由主義的福祉国家における福祉政策・労働市場の再編

以上のように、自由主義的な福祉国家、あるいは自由主義的な労使関係を持つ国々においては福祉や労働における国家介入の少なさや低賃金などから市民は脱商品化されにくい。また、労働者が断片化されており利害が多様であるので、企業や政府に対して一体となった行動をとることが困難である。こうした事情が、自由主義的な福祉国家や労働市場の再編を促進したといえる。

エスピン・アンデルセンは、これまでの福祉国家のあり方が、当該福祉国家の新しい経済的環境への対応のし方に影響を与えるとして経路依存説を主張した。<sup>(50)</sup> それによれば、自由主義的福祉国家は小さな政府の追求と労働市場の規制緩和というネオ・リベラルルートをとることになる。多くの国で選別主義が強化され、給付水準や支給範囲を徐々に削減する動きとワークフェア<sup>(51)</sup>が結びつけるアプローチが選択された。またアメリカ、イギリスなどにおいては、一九八〇年代に労働組合の著しい弱体化を背景に労働市場および賃金のフレキシビリティを増大することで、経済の停

滞と国内での失業を乗り切ろうとする政策がとられた。<sup>(52)</sup>

こうした動きによって、アメリカにおける公的扶助手当 (Aid to Families with Dependent Children : AFDC) の金額や失業保険受給額の平均収入に対する比率は大幅に下落した。また、最低賃金の平均収入に占める比率も低下した。<sup>(53)</sup> イギリスにおいては一九八〇年代から一九九〇年代前半に公的支出の削減や失業者を労働市場に参入させることを目指す社会保障制度改革や、給付を支援の必要な人に絞り込むこと、言い換えれば選別性の強化が<sup>(54)</sup> 目指された。さらにイギリスにおいては、最低賃金制度が廃止された。これは団体交渉による賃金減少への歯止めがきかなくなったことなどともあいまって、実質賃金の低下や格差の拡大を推し進めることになった。<sup>(55)</sup>

こうして自由主義的福祉国家においては、脱商品化の度合いの低さと階層化における二重構造が政府の福祉改革という政策によってさらに進展したことになる。そのうえ、労働市場における規制緩和は労働者の間での格差を拡大し多くの労働者を困窮状態に置くこととなったのである。

そこでここからは、自由主義的な福祉国家・労働市場の再編において大きな意味を持った労働市場のフレキシビリティについてやや詳細に検討したい。というのも、福祉政策の再編はもちろんのこと、ここで述べられる労働市場の柔軟性の追求が後に大きな問題を生じさせることになったためである。

フレキシビリティについては、OECDなどでも奨励されたが、<sup>(56)</sup> とりわけ国家の政策形成者のレベルにおいては、新自由主義者によって、労働市場の硬直性の主要因とされた労組の弱体化と政府の公的規制・労働者保護の緩和や廃止が企業負担の軽減・企業活動の自由と活発で競争的な企業活動の確保をもたらし経済全体の良好なパフォーマンスと経済成長・雇用総量の増加と失業者減少につながるとされ、こうした方向を目指す政策がサッチャー、レーガン政

権により特にストレートなかたちで実施された。<sup>(57)</sup>

とりわけ多くの新古典派経済学者や政策担当者は高失業や雇用の増加の停滞は硬直性(賃金に関しては高水準で柔軟性を欠いていること)が原因であるとし、ミクロ・マクロの両レベルでフレキシビリティを追求する議論が展開された。

ミクロレベルでは、企業の経営状態に応じた賃金の下方へのフレキシブル化(労働者にかかるコストの低下)が追加的雇用と生産・利潤・投資の増加を生み雇用につながるとされた。また賃金が個人の生産性を反映するようにすれば高く硬直的な賃金設定で労働市場から排除されていた者に雇用機会が与えられる、あるいは高い最低賃金を引き下げれば若年失業者に雇用が与えられるとされた。

一方マクロレベルでは、(一九六〇年代後半にもたらされた高賃金水準と一九七〇年代の生産性上昇率の低下やオイルショックによっても実質賃金が調整されなかったことを背景に)、失業率・生産性・交易条件の変動に応じて賃金を調整し賃金の配分を引き下げて利潤の配分を引き上げることによって雇用が拡大されると主張された。とりわけ最低賃金や物価インデクセーション賃金等の制度は硬直的として規制緩和・排除の必要性が指摘されたのである。<sup>(58)</sup>

企業による柔軟性を追求するための実践は、数量的フレキシビリティ(とコア労働者に対する機能的フレキシビリティ)を通じてなされた。以下、この点についてアトキンソンらのフレキシブル企業モデルを参考に説明する。

アトキンソンらは、一九八〇年代初頭のイギリスにおける企業の新しいマンパワー政策からこのモデルを提示した。それによれば、フレキシビリティには数量的フレキシビリティ(需要の変動に応じた雇用者数の調整)と機能的フレキシビリティ(企業活動の変化に対応した雇用者のタスクの調整)が存在し、一つの企業がこの両者を別々のグルー

プの労働者に割り当てるのがフレキシブルな企業ということになる。

つまり、ここでは機能的フレキシビリティを担う（製品や生産方法の変化に対応して複数の職務を担う）コア・グループの労働者と数量的フレキシビリティを担う（需要の変動によって雇用調整される）周辺労働者が生じるのである。そしてコア労働者については機能的フレキシビリティを担うための継続的再訓練がなされる可能性もあるが、周辺労働者に対する訓練には企業は関心をもたないことになる。

さらにそこでは、周辺労働者がコア・グループの労働者の雇用を保障する楯（短期的な需要の変動を調整する手段）として活用されることになる。これによって雇用や労働条件を保障されたコア労働者は、企業に対して柔軟な適応能力を提供するのである。<sup>(59)</sup>

熟練を高度化した労働者は企業に対してフレキシブルな内容の労働を提供し、そのかわり、彼らは企業から高賃金、雇用保証などのさまざまな優遇を受ける点において、少なくともコアにおいては労使の利害が一致することになる。<sup>(60)</sup>

こうしたことによって、コア労働者と周辺労働者の二分化、コア労働者や企業と周辺労働者の利害の分化が進行する。とりわけ経済自由主義的な国では数量的フレキシビリティを追求して、企業にとってそれほど重要でない業務を担う者に関しては内部労働市場でOJTを施すのではなく外部労働市場から調達する傾向がさらに進み、他方企業にとって重要なスキルをもつ者は機能的フレキシビリティを担う者として期待され重用されるようになった。こうしてフレキシブル化は、労働者の分極化につながり、特に周辺労働者はスキルの形成や雇用・労働条件の上で不利な立場におかれることになるのである。<sup>(61)</sup>

## 五・自由主義的福祉国家・労働市場再編の問題点

これまで見てきたように、政府による福祉サービスの限定性や水準の低さ、労働過程における市場原理の強さに特徴づけられる自由主義的福祉国家は、政府サービスや労働市場における規制が少ないにもかかわらず福祉国家による社会サービスや労働市場における規制が経済の停滞や硬直性を招いているとし、福祉国家の縮小を試みるとともに賃金や雇用などの面での柔軟性を高めること<sup>(62)</sup>で経済の回復を目指そうとした。

しかしながら、こうした対応は深刻な問題を生じさせる可能性をもっている。そこで、本章では自由主義的な福祉国家・労働市場の再編がいかなる問題をもたらしたかを検討する。

自由主義的な福祉国家と労働市場の再編（ネオ・リベラルルート）には、大きく分けて二つの問題がある。第一に、数量・賃金のフレキシビリティによる二極化の促進、周辺層の拡大であり、第二に周辺層を中心とした社会的排除の問題、周辺労働力が「経済非活動者」になる可能性などである。

まず、数量的なフレキシビリティの追求が常用労働者を周辺労働者に置き換えることで基幹部分を担う労働者を縮小させるだけでなく、雇用条件が異なる状況を生み出して労働者の分極化をもたらすこととなる。

また、過度な賃金のフレキシビリティにも大きな問題がある。新自由主義は、福祉国家は規制によって企業の競争力を減退させ大量失業の原因となると主張し、解決への処方箋としての労働市場の柔軟化、賃金の下方硬直性の解体が経済成長と低技能労働者の労働市場への再吸収による失業率の改善をもたらすとするが、低賃金労働者を拡大させる戦略ではワーキングプアー（働いても貧困線以下の収入しか得られない者）が増加し、技術習得への投資の減少や

労働に対する士気の低下によるイノベーション能力・生産性の低下などの問題が生じるのである。<sup>(63)</sup> さらに賃金の下方へのフレキシビリティは、低賃金労働依存型企業を蘇生させることになり、それがマクロ的には商品需要の停滞につながる<sup>(64)</sup>といった問題もある。

労働条件の低下は、公的な福祉サービスの水準が低下する原因ともなる。というのも、低賃金状況下で適正な水準の社会移転があれば、労働よりも福祉を選ぶようになり、貧困の罨がもたらされるためである。給付水準が賃金水準の低下を後追いつけない限り、低賃金雇用は福祉に依存する状態と労働意欲の減退を促進することになる。そのため、賃金が低下すれば社会保障給付はそれを追って水準を低下させるといふ賃金—社会保障給付の累積的低下（賃金の低下と失業保険・社会福祉の両方の顕著な浸食という悪循環）<sup>(65)</sup> がうまれることになるのである。

このようにして貧困と二極分化が進行すれば、社会秩序への脅威とそれに対処するための支出の増大につながることもなる。<sup>(66)</sup> アメリカにおいては、不十分な勤労所得は犯罪への敷居を低め、治安維持に関する支出の占める比率は増大する傾向にある。

そうでありながら、新自由主義的な福祉改革・労働市場の改革が意図する雇用の増加を確実にもたらすかに関しては慎重な議論が存在する。例えば、アメリカやイギリス以上に失業率を改善させた国で所得格差がほとんど拡大されていないかあるいは不平等度が縮小しているように、賃金の差別化と失業率改善の間にそれほど明白な相関は認められない。また、男性の低技能労働者における雇用率に関しては新自由主義的な福祉改革を行っていないにもかかわらず伸びている国が存在する一方で、アメリカやイギリスにおいてその率は低下している。他方で、フルタイム雇用における低賃金労働者の割合はアメリカやイギリスにおいて高く、その状況は一九八〇年代後半から一九九〇年代初

頭にかけてほとんど改善されていない。ここからは、規制緩和による労働市場への再包摂が低技能労働者の状況を改善するわけではないということがいえるのである。<sup>(67)</sup>

エスピノーアンデルセンによる、福祉国家の新しい環境への適応戦略に関する議論<sup>(68)</sup>やそれをもとになされたアイヴァーセンとレンの議論<sup>(69)</sup>では、自由主義レジーム（ネオ・リベラルルート）では雇用が確保されるとするが、労働市場における周辺層は労働市場に参入できない可能性が高いのである。イギリスにおいては、「社会的排除」といわれる状態が関心を集め、とくに低学歴層がいったん失業すると労働市場に復帰できず「経済非活動者」化することが問題<sup>(70)</sup>になっている。

このように、新自由主義的な福祉改革や労働市場の再編によっては、不平等や貧困が増大するとともに、引き下げられた雇用条件をもってしてもとりわけ周辺層においては雇用が回復するかは疑問なのである。

### おわりに

ここまでの検討によって、フォーダイズムの経済発展に支えられたケインズ主義的福祉国家はいずれの先進国においても維持することは困難だが、とりわけ福祉国家の縮小と労働市場の規制緩和で福祉国家を再編しようとした自由主義的福祉国家においては貧困や不平等、周辺層の労働市場からの排除などさまざまな問題点があることが指摘された。そこで最後に、本稿の内容について簡単に振り返り、自由主義的福祉国家の課題について指摘して締めくくりに。<sup>(71)</sup>

かつては産業構造が労働者、市民全般の生活の安定や福祉国家の成長に適合的なもので、安定的かつ堅調に福祉国

家が進展した。また、福祉国家が経済成長を支え、経済成長が福祉国家を安定させるという相互補完関係が成り立っていた。

しかし、フォーディズムによる成長が行き詰まり、オイルショックによる経済成長の停滞で福祉支出の増大や税収の減少が国家財政を圧迫し、グローバリゼーションが進んで国際競争が激しくなると一国福祉国家的なケインズ主義的福祉国家の運営は困難になった。

そのため、先進諸国において政府は国内における完全雇用を促進していたそれまでの経済政策から柔軟性や国際競争力を促進するような社会政策を行ない、福祉に関しては社会サービスを権利として提供するだけでなく人々が有給労働を通じて獲得できるようにするとともに政府が提供するサービスを受ける際にも勤労の義務を課すようになった。また、国家レベル中心に社会政策を形成・実施していた状態から地方自治体や国際機関、あるいは他国の政策の影響力が高まり、福祉供給において営利・非営利の民間の主体が活発に参入ようになった。すなわち、ケインズ主義的福祉国民国家（KWNs）からシムペーター主義的ワークフェア型脱国家的体制（SWPR）への移行である。

ただし、福祉国家・労働市場の再編のあり方については先進諸国の間でも差異があった。先進諸国は福祉国家や労働市場において一定の型をもっている。そのため、経済・社会構造の変化、福祉国家の動揺をもたらす要因に対して当該福祉国家の制度や伝統を反映した形で対応することになるのである。とりわけ、福祉国家のサービス給付の寛容度と労働市場の変化のあり方については各国、各タイプによる独自性が見られる。

とくに本稿で主に扱ったエスピノーアンデルセンのいう自由主義的福祉国家では、顕著に福祉国家や労働市場・労使関係の再編が進んだ。政府の福祉サービスの提供に対する寛容度が低く、また政府の労働市場や労使関係への介

入・規制も弱く労使関係も分権的・分極的であるこれらの国々においては、財政難やグローバリゼーションにもなって公的な福祉サービスの削減が目指されるとともに労働市場の規制を緩和することで企業が容易に低賃金労働者を雇用できるようにした。企業も、一部の基幹労働者を除いて外部労働市場から周辺労働力を調達して必要に応じて調整するようになった。自由主義的福祉国家は、機能的フレキシビリティを担えるように労働者の能力を政府や企業が向上させることで人々に変化に対応させるというよりも、数量的フレキシビリティや賃金のフレキシビリティを重視して経済停滞や国際競争に備えようとしたのである。<sup>(71)</sup>つまり一九八〇年代以降、ネオ・リベラリズムをとった諸国では労組の弱体化を通じた交渉力削減によって賃金抑制と賃金コストの低さを武器にした国際競争力をめざす「ロー・ロード」がとられたといえよう。アングロサクソン諸国では派遣・有期雇用などの非典型雇用への法的制約はほとんど設けられず、失業に対しても積極的に対応するというより（単純な放任ではないもの）市場の調整機能に雇用を委ねた。<sup>(72)</sup>

このような形で福祉国家や労働市場の再編が起こったのは、もともと公的な福祉サービスは限られた人々を対象としたものであったために大多数の国民が国家福祉の恩恵をかなりの程度受けている国と比べて公的扶助などの削減に対する抵抗が強くなかった、もっといえばそのような少数の困窮者を対象とした福祉国家を批判する側が多数派を形成しやすかったことや、<sup>(73)</sup>労働市場においても自由主義的・個人主義的な傾向が強く労働者が一体となって行動しにくかったことが影響しているといえるだろう。

こうしたやり方でそれまでの福祉国家や労働市場のあり方を反映して福祉国家の縮小・労働市場の規制緩和を追求した自由主義的福祉国家においては、所得階層や福祉サービス受給者／非受給者の間の亀裂が拡大する二重構造が進

展した。また、政府や企業がフレキシビリティを追求する中でコアになれず周辺労働力となった者の中には労働市場から長期間排除される者も現れた。周辺労働力は、失業と低賃金労働の繰り返しの中で必要な技能を十分に蓄積できないだけでなく、職業生活そのものを営む習慣すら失ってしまう可能性がある。これは、国の人的資源の劣化・活力の喪失にもつながりうることである。

このような問題は、市場による自動調整への過度な依存がもたらしたものである。そのため、こうした傾向を改めるべく、一定の労働者の保護や人的資源への投資を考慮せざるを得なくなってきた。エスピノーアンデルセンらも、市場だけでは適切に労働力を訓練できるわけではなく、過度に規制緩和された労働市場は低技能均衡とそれによる生産性の遅れや競争力の喪失をもたらす可能性があることや、単に価格だけでなく生み出されるものの品質面を考慮するならば安価な労働力より有能で頼りになる協力的な労働力が必要であるため、労働者の保護が効率を高める可能性もあることを指摘している。<sup>(74)</sup>

周辺労働者が労働に関するさまざまなスキルを蓄積できないままその立場に固定されてしまわないようにするためには、また労働市場から排除されて経済非活動者になることを防ぐためには政府による教育・訓練プログラムも役割を果たすことになる。積極的な政策で彼らの就労可能性を高めることへの関心も近年高まっている。

以上のように本稿では、自由主義的福祉国家を中心に福祉国家の新しい経済環境への適応とそれがもたらす問題点や課題が明らかとなった。ただし、本稿においては福祉政策・労働政策に関する大まかな流れが理論を中心に提示されるにとどまってしまった。そこで、今後は具体的な政策展開を見てみることに課題となるだろう。

また、現代においてはサービス経済も重要なテーマとなっている。サービスセクターはここに従事する人々の比率

が高まっている上、フレキシブル化になじみやすく周辺の労働者の比率が大きくなりやすい特徴がある。また、サービスセクターは人的資本の多寡で生じる格差の大きさなど、問題が集約しているセクターである。<sup>(75)</sup>したがって、本稿では詳細に立ち入ることはできなかったが、今後の研究についてはそうした問題についても詳細に扱いたい。

- (1) 社会的排除とは、教育・雇用・住宅・保健・医療・社会参加などから人々が排除された状態をあらわす(岡伸一「趣旨 社会保障の新たな視点：「社会的排除」と「社会的統合」」『海外社会保障研究』No. 141、二〇〇二年、二頁参照)。
- (2) フォーディズムによる経済成長については、山田鋭夫『レギュラシオン理論 経済学の再生』講談社、一九九三年、一〇一―一八頁、山田鋭夫「レギュラシオンの経済学——フォーディズムからグローバリズムへ——」塩沢由典編『経済学の現在 1』日本経済評論社、二〇〇四年、二〇二―二〇四頁など参照。
- (3) 水岡不二雄編『経済・社会の地理学——グローバルに、ローカルに、考えそして行動しよう』有斐閣、二〇〇二年、二四七―二四九頁参照。テイラーシステムのもとでは、労働者に高度に断片化・細分化された作業のみを反復的に担当させ、それを組み合わせることで製造の速度が上げられ(コーエン・ロビン、ケネディ・ポール著、山之内靖監訳『グローバル・シオロジー』平凡社、二〇〇三年、九一―九三頁)、生産性が向上する。
- (4) 坂口明義「国家の経済への介入」宇仁宏幸編『入門 社会経済学——資本主義を理解する』ナカニシヤ出版、二〇〇四年、一五九頁。
- (5) バチエラー・レイ著、楠井敏朗・大橋陽訳『フォーディズム——大量生産と二〇世紀の産業・文化——』日本経済評論社、一九九八年、新川敏光他『比較政治経済学』有斐閣、二〇〇四年、三四―三七頁、山田、前掲論文、二〇〇四年、二〇五頁。
- (6) 山田鋭夫『二〇世紀資本主義 レギュラシオンで読む』有斐閣、一九九四年、八二―八三頁。
- (7) Jessop, Bob, "The Transition to post-Fordism and the Schumpeterian Workfare State," Burrows, Roger and Loader, Brian (eds.), *Towards a post-Fordist Welfare State*, Routledge, 1994, p. 17, 田口富久治「B・ジェンツ」田口富久治・中谷義一編『現代の政治理論家たち——二一世紀への知的遺産』法律文化社、一九九七年、二〇五頁。第一の機能としては、例えば公共事業などを通じた有効需要創出が、第二の機能については所得保障政策を通じた国民全体の購買力の底上げ、国内需要の喚起などがあげられよう。

- (8) 坂口、前掲論文、一五九―一六一頁。
- (9) 山田、前掲書、一九九三年、山田、前掲書、一九九四年、新川他、前掲書、三九―四〇頁。フォーディズムにおける調整様式に「*ジョブ*」 Jessor, Bob, "Fordism and post-Fordism: A Critical Reformulation," Storper, Michael and Scott, Allen J. (eds.), *Pathways to Industrialization and Regional Development*, Routledge, 1992, pp. 48-49 を参照。
- (10) 渡辺博明「ニュー・ポリティクスとポスト福祉国家の社会福祉」賀来健輔・丸山仁編『ニュー・ポリティクスの政治学』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年、一六五―一六六頁。
- (11) 新川他、前掲書、二九―三〇頁。
- (12) 宮本太郎「グローバル化と福祉国家の政治——新しい福祉政治の文脈——」宮本太郎編『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房、二〇〇二年、三―四頁。
- (13) 下平好博「福祉国家のシステム危機」三重野卓・平岡公一編『福祉政策の理論と実際——福祉社会学研究入門』東信堂、二〇〇〇年、二一七頁。
- (14) フォーディズムの危機に「*ジョブ*」 Pierson, Christopher, "Continuity and Discontinuity in the Emergence of the 'post-Fordist' Welfare State," Burrows and Loader (eds.), *op. cit.*, pp. 97-99 を参照。
- (15) Jessor, *op. cit.*, 1994, pp. 19-21, 田口、前掲論文、二〇五―二〇八頁。ヒルシュは、ポストフォーディズムにおいては国民国家の次元での社会的妥協が形成される余地は制約されることになるとしている（ヒルシュ・ヨアヒム『資本主義にオルタナティブはないのか——レギュレーション理論と批判的社会理論——』ミネルヴァ書房、一九九七年、一二三頁）。
- (16) Williams, Fiona, "Social Relations, Welfare and the post-Fordism Debate," Burrows and Loader (eds.), *op. cit.*, p. 53.
- (17) 田端博邦「福祉国家と労働政策——ジェンダーの視点から——」大沢真理編『福祉国家とジェンダー』明石書店、二〇〇四年、一〇三―一〇四頁。
- (18) George, Vic, "Political Ideology, Globalisation and Welfare Futures in Europe," *Journal of Social Policy*, Volume 27, Part 1, 1998, p. 31.
- (19) Wilding, Paul, "Globalization, Regionalism and Social Policy," *Social Policy and Administration*, Volume 31, Number 4, 1997, pp. 418-419.

- (20) Fitzpatrick, Tony, *Welfare Theory: An Introduction*, Palgrave, 2001, p. 167.
- (21) 新川敏光「福祉国家の危機と再編——新たな社会的連帯の可能性を求めて——」齋藤純一編『福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房、二〇〇四年、一四一―一五頁。
- (22) Cf., Fitzpatrick, *op. cit.*, p. 172.
- (23) Wilding, *op. cit.*, pp. 415-416. 経済はグローバルであっても、ヒトはそうとはいえない。なぜなら金銭や資本は自由に移動できてもヒトについては移民のコントロールがあって国民国家に閉じ込められることになるし、EUのような移動の自由があるところでも労働力の流動性はそれほど高くなつたためである (Mishra, Ramesh, "Beyond the Nation State: Social Policy in an Age of Globalization," *Social Policy and Administration*, Volume 32, Number 5, 1998, p. 485)。また、先進諸国においても工業部門の労働者が減少したことも労働の力の低下につながったとされる (Wilding, *op. cit.*, p. 416)。とりわけ、製造業の衰退、第三次産業化、サービス経済化は労働組合運動の影響力の強かった分野から組合組織化の遅れている分野へ、また不安定就業の堆積している分野への雇用シフトを意味するためである (竹田昌次「サッチャー政権下のイギリス労使関係」戸木田嘉久編『リストラクチャリング・労働と生活』大月書店、一九九〇年、二二九―二四〇頁)。
- (24) Cf., Fitzpatrick, *op. cit.*, p. 171.
- (25) Wilding, *op. cit.*, pp. 413-415.
- (26) Torfing, Jacob, "Towards a Schumpeterian Workfare Postnational Regime: Path-shaping and Path-dependency in Danish Welfare States Reform," *Economy and Society*, Volume 28, Number 3, 1999, pp. 375-376. シュムペーターの考え方に「*すじせ*」 Taylor-Gooby, Peter, "Introduction: Open Markets versus Welfare Citizenship: Conflicting Approaches to Policy Convergence in Europe," *Social Policy and Administration*, Volume 37, Number 6, 2003 を参照。
- (27) Cf., Peck, Jamie, *Work Place—The Social Regulation of Labour Markets*, The Guilford Press, 1996, pp. 195-198.
- (28) K W S O S W A R D O O *すじせ* Jessop, Bob, "The Changing Governance of Welfare: Recent Trends in its Primary Functions, Scale, and Models of Coordination," *Social Policy and Administration*, Volume 33, Number 4, 1999, pp. 348-359 を参照。
- (29) ジェソップ・ボブ「国民国家の将来：政治の脱国際化および市民社会の統治化に対する諸限界」『立命館産業社会論集』

第三二卷第四号、一九九七年、三〇一―二八頁、Jessop, Bob, "From the KWNS to the SWPR," Lewis, Gail et al. (eds.), *Rethinking Social Policy*, SAGE Publications, 2000, pp. 172-173, Jessop, Bob, *The Future of the Capitalist State*, Polity Press, 2002, Fitzpatrick, *op. cit.*, pp. 161-162.

(30) Jessop, Bob, "Changes in Welfare Regimes and the Search for Flexibility and Employability," Overbeek, Henk (ed.), *The Political Economy of European Employment: European Integration and the Transnationalization of the (un) Employment Question*, Routledge, 2003, pp. 35-38.

(31) ジェンツェル、前掲論文、Jessop, *op. cit.*, 2000, pp. 174-175, Jessop, *op. cit.*, 2002, Jessop, *op. cit.*, 2003, pp. 39-41, Fitzpatrick, *op. cit.*, pp. 161-162, 新川編、前掲書、二二二―二二三頁。

(32) 近年では国際機関の中にも福祉政策におけるさまざまな考え方があるとされているが(宮本、前掲論文、二〇〇二年、一五―二〇頁)、大まかな傾向としては、とりわけアメリカの影響の強いIMFや、当時のOECDなどのような国際機関は自由主義的な立場をとり、それまでの社会政策を経済発展や市場の自由な機能にとつての障害(重荷)と考え、規制緩和や市場の拡張が繁栄や成長をもたらすと考えたために社会政策を経済政策の付属物(残余的なもの)とみなす言説が強かった(Mishra, *op. cit.*, pp. 491-492, Yeates, Nicola, "Social Politics and Policy in an Era of Globalization: Critical Reflections," *Social Policy and Administration*, Volume 33, Number 4, 1999, pp. 384-386)。

(33) エスピノーアンデルセンは、後にジェンダーの側からの批判を受けて「脱家族化」(人々が家族の中における福祉供給の義務から解放されている程度)という指標を設定して分析を進めているが(エスピノーアンデルセン・イエスタ著、渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店、二〇〇〇年)、本稿の関心から脱家族化については省略する。

(34) エスピノーアンデルセン・イエスタ著、岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、二〇〇一年、二二三頁。

(35) 同上、五三―五四頁。

(36) 訓覇法子『アプローチとしての福祉社会システム論』法律文化社、二〇〇二年、五六―五七頁。かつての救貧法の枠組みを支えた劣等処遇(福祉受給者への給付は独立して生計を営める者の賃金の水準以下でなければならぬとする考え)は、

市場から退出する機会を除去し、市場で生きていけない者を罰する効果があった (Esping-Andersen, Gösta, "Power and Distribution Regime," *Politics & Society*, Volume 14, Number 2, 1985, p. 232)。

(37) なお、保守主義的福祉国家は社会権の拡大はある程度指向する一方で社会サービスを受ける権利は資格とルールによって制限されているため脱商品化は中程度であり、社会民主主義的福祉国家においては給付資格が広範で水準も高いため脱商品化の度合いは高い (エスピン・アンデルセン、前掲書、二〇〇一年、四五、五二、五八、五九頁、富永健一「社会変動の中の福祉国家」中央公論新社、二〇〇一年、一五四―一五八頁)。

(38) 大山博「福祉国家研究の課題」大山博他編『福祉国家への視座——揺らぎから再構築へ』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年、二七八頁。

(39) エスピン・アンデルセン、前掲書、二〇〇一年、七七―七八頁。

(40) これに対し、保守主義的福祉国家においては職域別プログラムの多さや公務員の特権から受給者は多様な階層に分化する傾向があり、社会民主主義的福祉国家においては普遍性や給付の平等性の高さから広範な層の国民が政府の提供する福祉サービスを受けることになり階層的には一元化する傾向がある (エスピン・アンデルセン、前掲書、二〇〇一年、富永、前掲書、一五八―一六三頁)。

(41) 福祉国家の類型については、次頁の表のようにあらわせる (エスピン・アンデルセン、前掲書、二〇〇一年、二八―三一頁参照)。

なお、エスピン・アンデルセンの議論に関しては、埋橋孝文「福祉国家の類型論と日本の位置——Esping-Andersenの所説を手がかりにして」『大原社会問題研究所雑誌』第四四五号、一九九五年、一―五頁、Ebbinghaus, Bernhard and Manow, Philip, "Introduction: Studying Varieties of Welfare Capitalism," Ebbinghaus, Bernhard and Manow, Philip (eds.), *Comparing Welfare Capitalism: Social Policy and Political Economy in Europe, Japan and the USA*, Routledge, 2001, pp. 7-10 も参照。

(42) マイルズ・ジョン「市場が失敗したとき——カナダとアメリカ合衆国における社会福祉」エスピン・アンデルセン・イエスタ編、埋橋孝文監訳『転換期の福祉国家——グローバル経済下の適応戦略』早稲田大学出版部、二〇〇三年、一九三―一九四頁。

(43) エスピノーア・アンデルセン、前掲書、二〇〇一年、二七〇二八頁、宮本太郎「福祉国家レジームと労働戦略——三つの軌跡——」『季刊社会保障研究』第二七巻第四号、一九九二年、三七五〜三七六頁で、このことが公的年金の水準について説明されている。

(44) イギリスの福祉国家体制については、阪野智一「自由主義的福祉国家からの脱却?——イギリスにおける二つの福祉国家——」宮本編、前掲書、一四九〜一五一頁参照。

(45) Ebbinghaus and Manow, *op. cit.*, p. 11.

(46) イギリスとアメリカは自由市場経済(liberal market economies) の例である (Thelen, Kathleen, "Varieties of Labour Politics in the Developed Democracies," Hall, Peter A. and Soskice, David (ed.), *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage*, Oxford University Press, 2001, p. 74)。

福祉国家の転換と課題

	政策の特質	対象の設定と給付のパターン	脱商品化	階層構造	例
自由主義的福祉国家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミーンズテスト付き扶助</li> <li>・最低限の所得移転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(労働の代わりに福祉を選択しないようにするため) 対象を低所得者に照準化し、スティグマつきで厳格なルールに基き一律に低水準の給付を行なう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低 (労働市場からの離脱は困難)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二重構造 (低水準の国家福祉に依存する者と能力に応じて市場で福祉を購入する者に分化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アメリカ</li> <li>・カナダ</li> <li>・オーストラリア</li> <li>・(特に1980年代からの) イギリス</li> </ul>
保守主義的福祉国家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家が福祉に責任を負うが、格差を維持するため職業・地位別のプログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(男性の) 賃金稼得者中心の制度設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中 (ある程度広範な社会権)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業的地位による格差の固定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大陸ヨーロッパ諸国</li> </ul>
社会民主主義的福祉国家	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低基準ではなく高水準の普遍主義的プログラム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府による福祉サービスに国民が包摂され、高所得層の高い要求も福祉国家によって満たされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高 (市場からの開放度の高さ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得比例はあるものの平等 (大半の人々が単一の制度に入る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スカンジナビア諸国</li> </ul>

- (47) 田端博邦「福祉国家」と労使関係の理論——歴史と比較の視点から——」埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房、二〇〇三年、八三―八六頁。
- (48) 稲上毅「総論 日本の産業社会と労働」稲上毅・川喜多喬編『講座社会学 6 労働』東京大学出版会、一九九九年、一〇―一頁参照。
- (49) Cf. Peck, *op. cit.*, pp. 246-247, Strueck, Wolfgang, "National Diversity, Regime Competition and Institutional Deadlock: Problems in Forming a European Industrial Relations System," *Journal of Public Policy*, Volume 12, Part 4, 1992, pp. 301-330, アルベール・ミシエル著、小池はるひ訳『資本主義対資本主義』竹内書店新社、一九九二年。ペックはこのような労働市場のあり方を The American Way としているが、多様な資本主義に関する研究の成果によればイギリスなどでも見られる傾向であるといえよう。また、アングロサクソン諸国の労使関係に対して、それ以外の先進諸国においては労使（企業と労働者）の長期的かつ良好な関係や政府による労働市場への規制、介入などから内部労働市場でスキルが形成され労働者間において平等化が進みやすいという傾向がある。
- (50) エスピノーアンデルセンの経路依存説によれば、自由主義的福祉国家以外の福祉国家は以下のような対処をした。一定の脱商品化と強固な職域別社会保険の伝統をもつ保守主義的福祉国家は、社会保障の水準を維持しつつ余剰労働力を削減するという労働削減ルートをとった。つまり、ここでは生産性が低く高コストの労働者を相対的に厚い保険（福祉）が吸収することで失業の顕在化を防ごうとした。また、脱商品化の度合いの高さと階層構造における平等化を特徴とする社会民主主義的福祉国家は、充実した福祉政策や教育政策で新しい経済構造に対応できる人的資本を育成するとともに需要の増大したサービス職種における公的雇用を行なうなどのスカンジナビア・ルートをとった。この議論については、エスピノーアンデルセン・イエスタ「黄金時代の後には？——グローバル時代における福祉国家のジレンマ」エスピノーアンデルセン編、埋橋監訳、前掲書、一九―三二頁、宮本太郎「比較福祉国家論の可能性——二世紀モデルへの視界は拓けたか——」社会政策学会編『福祉国家』の射程』ミネルヴァ書房、二〇〇一年、九―一〇頁、眞柄秀子・井戸正伸『改訂版 比較政治学』放送大学教育振興会、二〇〇四年、二二五―二二九頁など参照。
- (51) 今日ではどのタイプの福祉国家でも福祉と生産活動を連携させるワークフェア的特質が強化されているが、自由主義的福祉国家におけるものは、就労を福祉給付の条件にして労働市場への拘束を強めるという特徴がある（宮本太郎「福祉レジ

ム論の展開と課題——エスピン・アンデルセンを越えて?——」埋橋編、前掲書、二九一―三〇頁、Peck, Jamie, *Workfare States*, The Guilford Press, 2001)。

- (52) エスピン・アンデルセン、前掲論文、二五頁。労働組合の影響力の低下には、政府の反組合政策、組織率の低い分野での労働者の割合の増加、経営側の労組に対する姿勢などが影響している。こうした点に関して、イギリスの動向を説明した文献には阿部誠「一九九〇年代英国における労働組合規制の後退と労使関係の変化——Derecognitionの問題を中心に——」『大分大学経済論集』第五四巻第三号、二〇〇二年などが、アメリカについては穴見明「覇権国家アメリカの動揺」田口富久治編『ケインズ主義的福祉国家 先進六カ国の危機と再編』青木書店、一九八九年、六三―六四頁やThelen, *op. cit.*, pp. 92-94 などがある。

- (53) エスピン・アンデルセン、前掲論文、二五頁。

- (54) 樫原朗「イギリス社会保障の動向と現在」『大原社会問題研究所雑誌』五一七号、二〇〇一年、一頁。イギリスにおけるミーンズテスト付き給付の比率の高まりについては、Hills, John, "The Welfare State in the UK: Evolution, Funding and Reform," 『海外社会保障研究』No. 128、一九九九年、七八頁参照。

- (55) 田端、前掲論文、二〇〇四年、一一四頁。この点については、以下の文献も参照。竹田、前掲論文、二四二―二四九頁、Hassel, Anke, "The Governance of the Employment-Welfare Relationship in Britain and Germany," *Ebbinghaus and Manow (eds.), op. cit.*, pp. 160-161.

- (56) OECDは、スタグフレーションの原因は総需要政策によって助長された過度の賃上げであり、その克服策は市場機能の回復をはかることであるとした。そしてそこでは最も硬直した市場である労働市場のフレキシビリティを高めることが最も重要視された。中でも、労働市場のフレキシビリティを高めるには賃金の抑制や雇用保障の削減、不安定な雇用契約による労働者の利用、移動を促進する部門・地域間の賃金格差を最重要視した。また、企業レベルにおける労働のフレキシビリティの重要性も強調された(湯浅良雄『現代の労働過程——リストラクチュアリングと生産システムの改革——』柏書房、一九九七年、一六七―一六八頁)。OECDの議論については、以下の文献を参照。OECD, *Structural Adjustment and Economic Performance*, 1987, OECD, *Labour Market Flexibility: Trends in the Enterprise*, 1989)。

- (57) 福原宏幸「八〇年代労働市場フレキシブル化の現実と課題」竹中恵美子編『グローバル時代の労働と生活——そのトータ

リテイをもとめて——』ミネルヴァ書房、一九九三年、五―六頁。新古典派経済学を支持する政策担当者の考え方については、福原、前掲論文、一六―一八頁参照。また、サッチャー時代の労働市場政策については、深井英喜「イギリス福祉国家の再編過程——福祉国家理念の史的考察——」『法経論叢(三重大学)』第一九卷第二号、二〇〇二年、七一―七五頁参照。

- (58) 福原、前掲論文、一〇―一一頁。フレキシビリティを強調する議論については、Rosenberg, Samuel, "Labor Market Restructuring in Europe and the United States: The Search for Flexibility," Rosenberg, Samuel (ed.), *The State and the Labor Market*, Plenum Press, 1989, pp. 3-16 参照。賃金のフレキシビリティに関する議論については、Lawrence, Robert Z. and Schultze, Charles L. (eds.), *Barriers to European Growth: A Transatlantic View*, The Brookings Institution, 1987, p. 9 参照。

- (59) National Economic Development Office, *Changing Working Patterns: How Companies Achieve Flexibility to Meet New Needs*, 1986, 高島道枝「イギリスにおける「労働の柔軟性」問題(一)——パートタイム労働」『経済学論纂(中央大学)』第二九卷第一・二合併号、一九八八年、四三―四七頁、湯浅、前掲書、一六八―一七一頁。

- (60) 湯浅、前掲書、一八一頁。ベンバーとランズベリーは、イギリスやアメリカのような国では団体交渉などの伝統的な労働市場の諸制度が市場の力によって浸食され、このことが労働力を中核的労働者と周辺の労働者に区分けする二重構造を生み出し、そこでは中核的労働者に関しては組織化などの可能性もあるが周辺の労働者は個別的に雇用・管理されることになるとしている(ベンバー・グレッグ J., ランズベリー・ラッセル J. 「第一章 国際・比較雇用関係研究への序説」桑原靖夫・ベンバー・グレッグ J., ランズベリー・ラッセル J. 編『(新版) 先進諸国の雇用・労使関係——国際比較』二一世紀の課題と展望』日本労働研究機構、二〇〇〇年、一七頁)。

- (61) こうしたことにつながるアメリカ、イギリスなどでの労使関係のフレキシビリティには以下の要素がある。

中核のダウンサイジングとそれ以外の業務のアウトソーシング、知識や技能に対応した賃金システムとそれが欠如した労働者の低賃金化、労働者の個別管理、労組の弱体化・分権化・交渉のインフォーマル化、多様な技能訓練の試みの一方で不熟練労働者の再生産、市場原理にもとづいた労組への対抗、雇用主に有利な関係を追求する国家の政策(山田信行「グローバリゼーションと「国民社会」——労使関係は収斂するか——」『社会学評論』第五二卷第二号、二〇〇一年、三〇七―三〇八頁)。

- (62) 新自由主義による賃金と雇用のフレキシブル化については、篠田武司「日本型アフター・フォーダイズムの危機と新自由主義」『立命館産業社会論集』第三二巻第四号、一九九七年、四八〜四九頁も参照。
- (63) 野田昌吾「大量失業時代の福祉国家——福祉国家再構築のための課題——」『政策科学（立命館大学）』第一二巻第三号、二〇〇四年、八四〜八七頁。
- (64) 福原、前掲論文、一一頁。
- (65) エスピン・アンデルセン、前掲論文、一三頁、マイルズ、前掲論文、二〇九頁。イギリスにおける労働市場と福祉政策の展開については、Rhodes, Martin, "Globalization and West European Welfare States: A Critical Review of Recent Debates," *Journal of Social Policy*, Volume 6, Number 4, 1996, pp. 313-314 参照。
- (66) エスピン・アンデルセン、前掲論文、一四頁、野田、前掲論文、八七〜八八頁。
- (67) 野田、前掲論文、八六〜八七頁。特にイギリスにおいては保守党政権による組合の弱体化、規制緩和、社会的賃金の減少で所得の不平等が拡大したにもかかわらず雇用はそれほど大きく伸びなかった (Mjøsset, Lars, "Employment, Unemployment and Aging in the West European Welfare States," Petit, Pascal and Soete, Luc (eds.), *Technology and the Future of European Employment*, Edward Elgar, 2001, p. 472)。
- (68) エスピン・アンデルセンのいう各福祉国家の適応戦略の利点と問題点は以下の通りである。アングロサクソン諸国にとって賃金の規制緩和戦略（ネオ・リベラルルート）は、失業を最小化し若年者らを社会に統合できる一方で生産性の低下や不平等、収入の低下と福祉給付の減少をもたらす。大陸ヨーロッパ諸国をとった労働者の退出戦略（労働削減ルート）は、生産性の向上と国内産業の競争上の地位向上に貢献する一方で労働市場にとどまることができず（インサイダー）とできない者（アウトサイダー）の格差の拡大や、労働力人口の減少と従属人口の増大につながる。スカンジナビア諸国をとった再訓練戦略と福祉国家の役割の重視（スカンジナビアルート）は、不熟練労働者の問題に訓練と公共部門における雇用で対処できる一方で公共部門のコストがかさむという問題がある（エスピン・アンデルセン・イエスタ「トレードオフの世界でのプラスサム的解決？」エスピン・アンデルセン編、埋橋監訳、前掲書、二七八〜二七九頁、新川編、前掲書、二〇八〜二〇九頁）。
- (69) アイヴァーセンとレンによれば、財政抑制、所得の平等、高水準の雇用という各国の経済政策の追求すべき目標のうち、

新自由主義的戦略では財政の抑制と雇用の拡大はできるが所得の平等度が低くなる。キリスト教民主主義モデル（保守主義的福祉国家）においては財政抑制と所得の平等は可能だが雇用は確保しにくい。社会民主主義モデルにおいては雇用の拡大と所得の平等は可能だが財政抑制ができないということになる（Iversen, Torben and Wren, Anne, "Equality, Employment, and Budgetary Restraint: The Trilemma of the Service Economy," *World Politics*, Volume 50, Number 4, 1998, pp. 507-546, 新川編、前掲書、二〇九―二一〇頁）。

(70) 伊藤大一「イギリス労働市場における経済非活動者の動向——労働力需要構造との関連で」『立命館経済学』第五一卷第三号、二〇〇二年、六一―六九頁。

(71) イギリスやアメリカにおける労働市場のリストラクチュアリングにおいては、労働市場の選別的な規制緩和（とりわけ失業者や低賃金労働者の社会的保護の浸食）、より個人的主義的な雇用関係の確立、不安定就業、不平等の拡大、労働者に対する競争圧力の激化を内容とする、「守りのフレキシビリティ」が進められたといえる。これに対して、「攻めのフレキシビリティ」は高水準の賃金の維持、安定した職の中で技能を形成させて、生産物の質によって勝負するという戦略をとる（Peck, *op. cit.*, 1996, p. 141）。Cf. Michon, Francois, "The Institutional Forms of Work and Employment: Towards the Construction of an International Historical and Comparative Approach," Castro, Albert et al. (eds.), *International Integration and Labour Market Organisation*, Academic Press, 1992, pp. 239-240, ボワイエ・ロベール著、井上泰夫訳『第二の大転換——EC統合下のヨーロッパ経済』藤原書店、一九九二年、三二頁。

(72) 田端、前掲論文、二〇〇四年、一〇五―一〇六頁。これに対し、（ネオ）コーポラティズムをとった国は、協調的な賃金抑制と高賃金・高技能による競争力（ハイ・ロード）を選択した。また、これらの国には非典型雇用への厳格な制限やパートに対する平等が課されており、失業に対しては雇用の確保を目指して積極的労働市場政策やワークシェアリングが行なわれた。

(73) 石田徹『自由民主主義体制分析——多元主義・コーポラティズム・デュアリズム——』法律文化社、一九九二年、一三八―一三九頁。

(74) エスピノーアンデルセン・イエスタ、レジニー・マリーノ「序」エスピノーアンデルセン・イエスタ、レジニー・マリーノ編、伍賀一道他訳『労働市場の規制緩和を検証する——欧州八カ国の現状と課題』青木書店、二〇〇四年、四頁。

(75) サッセン・サスキア著、田淵太一他訳『グローバル空間の政治経済学——都市・移民・情報化』岩波書店、二〇〇四年、  
二二六―二四〇頁参照。